



安全就業だより

第24号 令和5年3月号



事故“0”を目指そう

安全就業委員会委員の榎本富佐江です。

事故防止の基本のひとつは、体調管理でしょうか。日頃からちょっとした体調の変化を敏感にキャッチし、ケアをする事が事故を未然に防ぐ一歩に繋がります。また栄養・運動面にも注意をはらい、気をつけて健康維持に努めましょう。4月から令和5年度が始まります。ひとり一人が事故を起さない為に、できる努力をしていきましょう。

事故を起こさないようにしましょう！

令和4年度は13件(傷害事故10件・物損事故3件)の事故が発生しています。事故を起こさないよう常に危険予測しましょう。自転車保険に未加入の方は、必ず加入して下さい。

事故日	就業内容	事故区分	事故状況
5. 1. 25	商品品出し	傷害	自転車で就業先からの帰宅途中、強風にあおられ転倒し、その際左半身を強打した。診察の結果、打撲で全治3週間程度安静とのこと。
5. 2. 1	児童見守り活動(ボランティア活動)	傷害	小学校での児童見守り活動中、2人の児童に体当たりをされて転倒し、その際右膝及び左ひじを打撲、右指は裂傷を負った。全治1週間程度とのこと。
5. 2. 23	駐輪場管理	傷害	就業中、駐輪場用具である棒の解体作業を行っていた。足で踏んで棒を折り曲げた際、棒が誤って体の方に飛び、右手首に接触し、鋭利な部分が皮膚をえぐり5針を縫った。

※万が一、交通事故が発生した場合は、必ず警察とシルバー事務局へ連絡をしましょう。

講習会を開催します

交通安全講習会

- ・開催日時：令和5年4月24日(月)午後2時～3時15分(予定)
- ・内 容：交通ルール(自転車ヘルメット着用努力義務等)について
- ・講 師：埼玉県警察蕨警察署交通課署員
- ・開催場所：センター会議室1
- ・持 ち 物：名札・筆記用具・マスク

※4月21日(金)までにお申し込み下さい。(電話・FAX・メール可)

講習会名	開催日時	出・欠
交通安全講習会	令和5年4月24日(月)午後2時～3時15分	

会員番号 _____

氏 名 _____

令和5年度の安全標語が決定しました！

会員の皆様から安全就業だより(令和5年1月号)で安全標語を募集しましたところ、**13作品**の応募がありました。ご応募をいただきましてありがとうございました。安全就業委員及び安全就業対策員で安全標語の選定を行い、以下のとおり決定しました。

なお、最優秀作品に選ばれた会員の方は、6月開催の定時総会で表彰予定です。

最優秀作品

- ・ 上村 睦子会員 「みたつもり、やったはず …… 事故のもと」

優秀作品

- ・ 浅沼 寿四郎会員 「無理するな。あっ！！あともう少しと、焦る気持ちが怪我のもと」
- ・ 金尾 健治会員 「よし！その声出しが、身を守る」
- ・ 中島 和之会員 「怪我しない させない事も プロの技」

シルバー保険（請負就業対象）について

シルバー保険の補償(請負就業対象)について参考にして下さい。**その前に事故を起こさない、事故に遭わないように十分に注意しましょう。**

◎傷害保険：自宅から就業先までの行き帰りと就業中及びセンターが認めた会議等の出席でけがをした場合の保険

【事故例】

- ・就業先に向かう途中、自転車で転倒して怪我をした。 ・害虫に刺された。

・死亡補償保険金 (一時金 900万円)

・後遺障害補償保険金(後遺障害程度により一時金でお支払い)

※怪我をした日を含め180日以内に死亡及び後遺障害を負った場合の補償。

・入院補償保険金 (日額 3,000円)

※怪我をした日を含め180日以内を対象とした180日分を限度とし、入院日数を補償。

・通院補償保険金 (日額 2,000円)

※怪我をした日を含め180日以内を対象とした90日分を限度とし、通院日数を補償。



◎賠償責任保険：第三者の身体及び物に対し損害賠償を負った場合の保険

【事故例】

- ・就業先に置いてあった花瓶を割ってしまった。
- ・就業中、人と接触し、相手が転倒して骨折をさせてしまった。

※自宅から就業先までの行き帰りの物損事故は、シルバー保険適用外です。

◎熱中症見舞金：自宅から就業先までの行き帰りと就業中及びセンターが認めた会議等の出席で熱中症となった場合の見舞金(すべて一時金です)

- ・死亡見舞金10万円・入院見舞金(2泊3日以上)5万円・入院見舞金(1泊2日)3万円
- ・通院加療見舞金(日帰り入院時・通院日数に関係なく一律)5千円

自転車ヘルメットを着用しましょう！

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日からすべての自転車運転者に対し、自転車の乗車用ヘルメットの着用努力義務が課されることとなります。自転車に乗る時には「命を守る乗車用ヘルメット」を積極的に着用しましょう。



【自転車の運転者等の遵守事項(一部抜粋)】

1. 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
2. 自転車の運転者は、他人を該当自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

令和4年度会員アンケート調査結果について

令和4年度会員アンケート調査へのご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。回答率は52.8%でした。調査結果につきましては、別紙のとおりご報告をさせていただきます。



安全パトロール活動実施しています！

安全就業委員会では、安全就業委員が定期的に就業先の安全パトロール活動を実施しております。安全パトロール訪問の際には、会員皆様のご協力をお願い致します。



(植木剪定現場)



(マンション清掃現場)

講習会を開催しました！

1月31日(火)、2月1日(水)にフレイル予防講習会(お口の健康について:49名受講)を、2月28日(火)には交通安全講習会(高齢者のための交通安全について:21名受講)を開催しました。講習会では、講師による熱心な講義、そして受講会員の真剣な眼差しがとても印象的でした。今後も定期的に講習会は開催してまいります。



(フレイル予防講習会)

新型コロナウイルス感染予防しましょう！

令和5年3月10日現在、累計**50名**の会員の方が新型コロナ陽性になりました。新規感染者数は減少しておりますが、今後も手洗い、うがい、消毒を徹底して行い、マスクは状況に合わせて着用をしましょう。感染または感染の疑いがある場合は、シルバー事務局へご一報をお願い致します。

編集:公益社団法人戸田市シルバー人材センター 安全就業委員会

自転車は、被害者にも、加害者にも…

対自動車では自転車側にも 78%の法令違反

対歩行者では自転車の 100%が法令違反

自転車対自動車事故の
55%は出会い頭事故

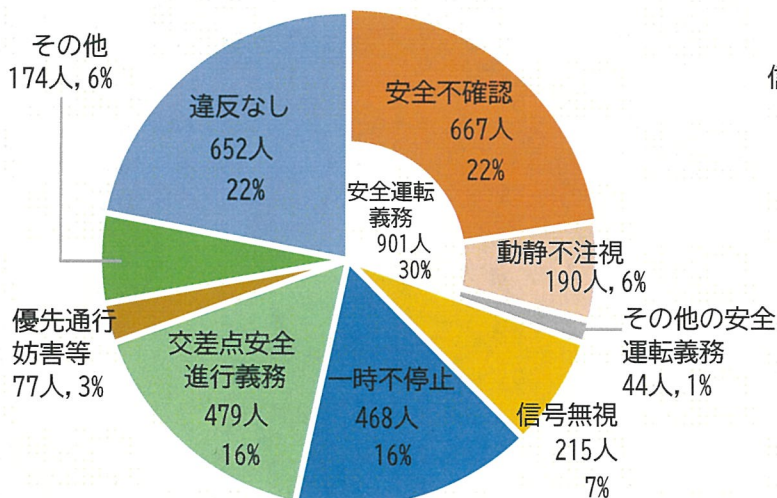


自転車対歩行者事故の
43%は歩道上で発生

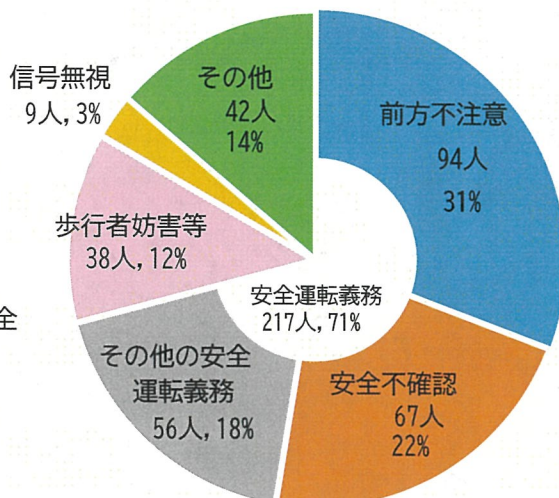


自転車対自動車の出会い頭事故における
自転車の法令違反別自転車の死者・重傷者数(令和2年)

自転車対歩行者事故における
自転車の法令違反別歩行中死者・重傷者数(令和2年)



計2,966人



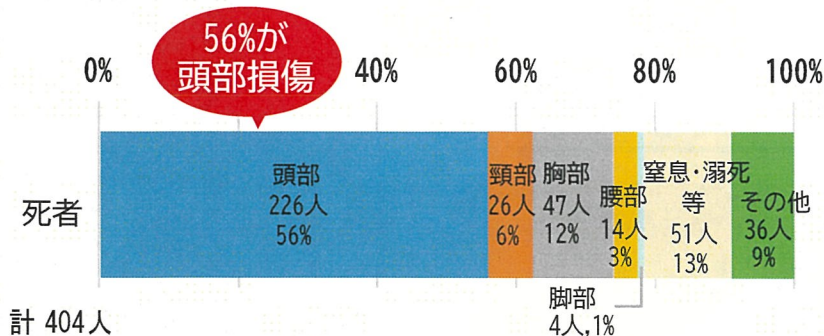
計306人

「その他の安全運転義務」は、動静不注視、予測不適、操作不適等を含む。自転車乗用者(第1・第2当事者)の法令違反別で計上。

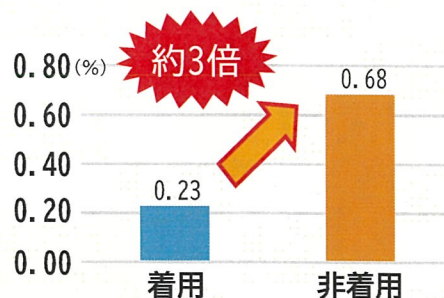
ヘルメット非着用時の致死率は着用時と比べ約3倍も高くなります

ヘルメット非着用の自転車乗用中死者の
人身損傷主部位別比較(令和2年)

ヘルメット着用状況別の
致死率比較(令和2年)



計 404人



「致死率」とは、死傷者のうち死者の占める割合をいう。

頭部損傷が重大な被害につながります。大人も子供もヘルメットを着用しましょう。

大人も子供も
自転車とヘルメットは
セットです



ツバのついた
タイプや帽子型
などおしゃれな
ヘルメットも
増えています。

